

－利用上の注意－

報告書について

本報告書は、平成 29 年 9 月 27 日に総務省統計局が公表した世帯構造等基本集計結果のうち、宮城県に係る主要な結果を詳細に分析してまとめた結果です。

全国結果等詳細な結果については、総務省統計局ホームページをご覧ください。

総務省統計局HP <http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/kekka.htm>

数値の見方

本文及び図表の数値は、その表章単位に合わせて公表数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

ただし、増減数、増減率は公表数値から算出しています。

割合は、特に注記のない限り、分母から不詳を除いて算出しています。

市町村表章について

本報告書は、平成 27 年 10 月 1 日現在の市町村境域により表章しています。

なお、黒川郡富谷町は平成 28 年 10 月 10 日市制施行により富谷市になりましたが、国勢調査は平成 27 年 10 月 1 日現在の人口であることから、市制施行前の富谷町として表章しています。

問合せ先

宮城県震災復興・企画部 統計課 人口生活班

〒980-8570（専用郵便番号）

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL：022-211-2455（直通）

FAX：022-211-2498

Eメール：toukeij@pref.miyagi.lg.jp

統計課ホームページ

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei>

この報告書は、次の URL からダウンロードできます。

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/kokusei2015-setaikouzoukihon.html>

※ この報告書に使用されている地図は国土地理院の白地図を加工したものです。

世帯構造等基本集計とは

世帯構造等基本集計は、全ての調査票を用いて母子・父子世帯、親子の同居等の世帯の状況に関する結果について集計した確定値である。

用語の解説

世帯の種類

国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」の2種類に区分している。

「一般世帯」とは、「施設等の世帯」以外の世帯をいう。

「施設等の世帯」とは、学校の寮・寄宿舎の学生・生徒，病院・療養所などの入院者，社会施設（老人ホーム，児童保護施設など）の入所者，自衛隊の営舎内・艦船内の居住者，矯正施設の入所者などから成る世帯をいう。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚，死別又は離別の女親と，その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(2) 父子世帯

未婚，死別又は離別の男親と，その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(3) 母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）

「母子世帯」及び「父子世帯」に，「未婚，死別又は離別の女（男）親と，その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）から成る一般世帯」を含めた世帯をいう。

3世代世帯

「3世代世帯」とは，世帯主との続き柄が，祖父母，世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母），世帯主（又は世帯主の配偶者），子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち，三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい，それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって，4世代以上が住んでいる場合も含む。また，世帯主の父母，世帯主，孫のように，子（中間の世代）がいない場合も含む。一方，叔父，世帯主，子のように，傍系となる3世代世帯は含まない。

居住期間

「居住期間」とは，その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい，「出生時から」，「1年未満」，「1年以上5年未満」，「5年以上10年未満」，「10年以上20年未満」，「20年以上」，居住期間「不詳」に区分している。なお，現在の場所に住み始めてから，転勤，旅行などのため3か月以上にわたる不在期間がある場合は，その不在期間の後，現在の場所に戻ってきてからの期間が居住期間となる。

その他の用語

その他の用語は，『平成27年国勢調査 調査結果の利用案内 ユーザーズガイド』を参照のこと。

<http://www.stat.go.jp/data/kokusei/2015/users-g.htm>

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、区分した分類をいいます。

そのうち、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、下記のとおり区分しています。

区分	内容及び区分
A－親族のみの世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
	1 核家族世帯
	(1) 夫婦のみの世帯
	(2) 夫婦と子供から成る世帯
	(3) 男親と子供から成る世帯
	(4) 女親と子供から成る世帯
	2 核家族以外の世帯
	(5) 夫婦と両親から成る世帯
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯
	(6) 夫婦とひとり親から成る世帯
	[1] 夫婦と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦と妻の親から成る世帯
	(7) 夫婦、子供と両親から成る世帯 1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯 1)
	[1] 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
	[2] 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
	(9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯 例) 世帯主夫婦と世帯主の祖母から成る世帯
	(10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供と世帯主の祖母から成る世帯(注)
	(11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯 1)
	[1] 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦、世帯主の親と世帯主の兄弟姉妹から成る世帯
	[2] 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
	(12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯 1)
	[1] 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯 例) 世帯主夫婦と配偶者のない世帯主の子供、世帯主の親と世帯主の祖母から成る世帯(注)
	[2] 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
	(13) 兄弟姉妹のみから成る世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の兄から成る世帯(注)
	(14) 他に分類されない世帯 例) 配偶者のない世帯主と世帯主の祖母から成る世帯(注)
B－非親族を含む世帯	二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
C－単独世帯	世帯人員が一人の世帯
世帯の家族類型「不詳」	世帯の家族類型が判定できない世帯

(注)ここでいう「配偶者のない」とは、同じ世帯の中に配偶者となる世帯員がいない場合です。

1) 夫の親か妻の親か特定できない場合を含みます。

<参考>

平成 17 年以前の調査では、親族のみの世帯に同居する非親族(住み込みの従業員、家事手伝いなど)がいる場合は、親族世帯に含めていました。例えば、「(1) 夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含めていました。